

識別章の識別番号の指定等について

(平成14年9月10日岩警第1350号警察本部長)

[沿革] 平成18年3月岩警第325号、20年3月第417号、21年3月第328号、27年3月第347号改正

各 部 長
首 席 監 察 官
各 所 属 長

警察官等に対する被服の支給及び装備品の貸与に関する条例（昭和29年岩手県条例第35号）の一部改正に伴い、平成14年10月1日から警察官に対して識別章を貸与するが、識別章の識別番号の指定等について、次のとおりとするので、事務処理上、遺漏のないようにされたい。

記

1 識別番号

識別章（本体及び番号標をいう。）の番号標に表示する識別番号は、次により警察官ごとに指定するものとする。

(1) 識別番号のアルファベットは、所属等ごとに別表の所属等名欄に定めるとおりとすること。

(2) 識別番号の数字は、「001」から所属の警察官の数に応じた番号までの数字について、「001」を所属長に充て、以後順番に階級の上位にある者から充てること。この場合、階級が同一であるときは、本部長が別に定める配置基準に基づき作成された事務分掌表の記載順に充てること。

2 識別番号の指定替え

識別番号は、原則として人事異動の際に指定替えを行うこととし、指定及び指定替えは、所属長が所属警察官について行うこと。

なお、指定替えは、年度末人事異動の場合はすべての所属警察官について行い、年度途中の人事異動等の場合は、識別番号に欠番があるときはその識別番号に、欠番がないときは識別番号を追加してこれに指定替えするものとする。

また、警察官は制服で勤務するときは識別章を着装するものであることから、勤務に際して識別番号が指定されていないことのないよう、指定替えは速やかに行うこと。

3 識別番号の管理

(1) 所属長は、識別番号を指定又は指定替えしたときは、これを識別番号指定台帳（様式）に整理し、警察官個々の識別番号が直ちに明らかになるようにするとともに、その写しを速やかに警務部警務課長に送付すること。

(2) 警務部警務課長は、各所属ごとの指定状況を速やかに整理すること。

別表

所 属 等 名			アルファベット
本	部	長	A A
警 務 部	警 務 部	長	B A
	総 務	課	B B
	警 務	課	B C
	人 財 育 成	課	B I
	県 民	課	B D
	会 計	課	B E
	厚 生	課	B F
	監 察	課	B G
	情 報 管 理	課	B H
生 活 安 全 部	生 活 安 全 部	長	C A
	生 活 安 全 企 画	課	C B
	地 域	課	C C
	通 信 指 令	課	C F
	少 年	課	C D
	生 活 環 境	課	C E
刑 事 部	刑 事 部	長	D A
	刑 事 企 画	課	D F
	捜 査 第 一	課	D B
	捜 査 第 二	課	D C
	組 織 犯 罪 対 策	課	D H
	鑑 識	課	D D
	科 学 捜 査 研 究 所		D E
	機 動 捜 査 隊		D G
交 通 部	交 通 部	長	E A
	交 通 企 画	課	E B
	交 通 規 制	課	E C
	交 通 指 導	課	E D
	運 転 免 許	課	E E
	交 通 機 動 隊		E F
	高 速 道 路 交 通 警 察 隊		E G
警 備 部	警 備 部	長	F A
	公 安	課	F B
	警 備	課	F C
	国 体 対 策	課	F E
	機 動 隊		F D
警 察 学 校		G A	
教 育 訓 練 者		G B	
警 察 署	盛 岡 東 警 察 署		S A
	盛 岡 西 警 察 署		S B

岩	手	警	察	署	S C	
紫	波	警	察	署	S D	
花	卷	警	察	署	S E	
北	上	警	察	署	S F	
水	沢	警	察	署	S G	
江	刺	警	察	署	S H	
一	関	警	察	署	S I	
千	厩	警	察	署	S J	
大	船	渡	警	察	署	S K
遠	野	警	察	署	S L	
釜	石	警	察	署	S M	
宮	古	警	察	署	S N	
岩	泉	警	察	署	S O	
久	慈	警	察	署	S P	
二	戸	警	察	署	S Q	

- 備考1 首席監察官及び留置管理官のアルファベットは、警務部長の項に定めるアルファベットとする。
- 2 所属の職を兼務する監察官のアルファベットは、当該所属の項に定めるアルファベットとし、所属の職を兼務しない監察官のアルファベットは、監察課の項に定めるアルファベットとする。